

議案第 13 号

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

墨田区教育委員会教育長の給料等及び勤務に関する条例（昭和 31 年墨田区条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、公務」を「公務」に改め、同条第 2 項中「、支度料」を削る。

付 則

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 3 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、教育長の旅費のうち、支度料を廃止する必要がある。